

## 第2回さいたま市総合振興計画あり方懇話会

### 次 第

平成24年1月28日(土)午前10時00分～  
さいたま市役所第2別館第1会議室

#### 1 開 会

#### 2 議 題

(1) 新たな総合振興計画の枠組みについて

(2) 今後の都市づくりについて

#### 3 その他

#### 4 閉 会

#### 【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 名簿
- ・ 席次

資料1 新たな総合振興計画の枠組みについて(たたき台)

資料2 さいたま市を取り巻く状況と今後の都市づくりの論点(案)

参考資料 第1回懇話会における主な意見

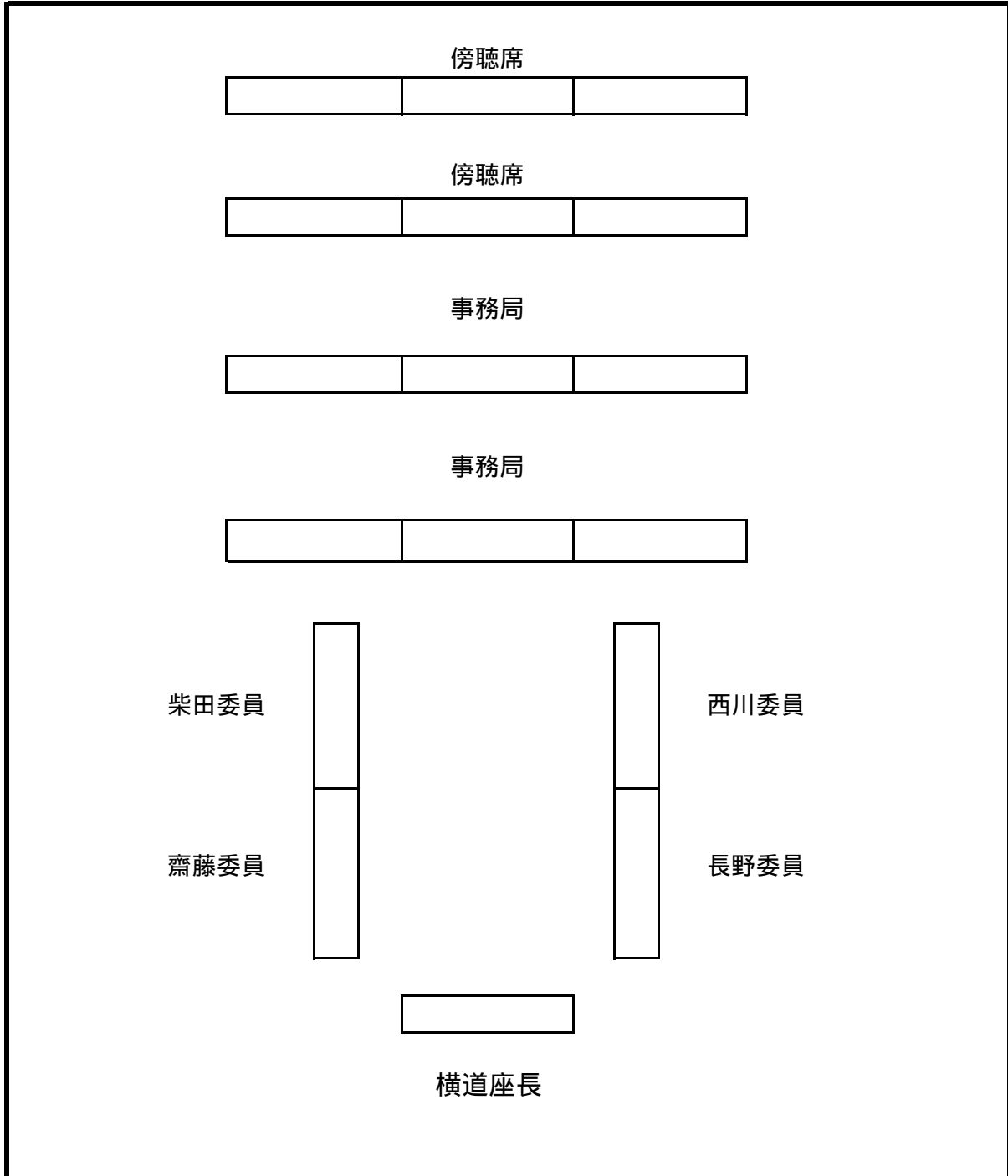
さいたま市総合振興計画あり方懇話会委員名簿

氏名	大学等
齋藤 友之	埼玉大学経済学部准教授
柴田 直子	神奈川大学法学部准教授
長野 基	首都大学東京都市環境学部准教授
西川 雅史	青山学院大学経済学部教授
横道 清孝	政策研究大学院大学学長補佐（兼）教授

（五十音順）

# 第2回さいたま市総合振興計画あり方懇話会 席次

平成24年1月28日(土)10:00~  
さいたま市役所第二別館第1会議室



新たな総合振興計画の枠組みについて（たたき台）

	現 行（三層構造）	案 1：実施計画を策定する	案 2：実施計画を策定しない
基本的な考え方	<p>【基本構想】 まちづくりの基本的な理念、目指すべき将来都市像や行政施策の大綱を示すもの。（目標年次：平成 32 年度）</p> <p>【基本計画】 基本構想に基づき、各行政分野における施策を総合的、体系的に示すもの。（計画期間：10 年間）</p> <p>【実施計画】 基本計画に定められた施策を展開するため、個別の具体的な事業を定めるもの。（計画期間：5 年間）</p>	<p>【基本構想】 同左</p> <p>【基本計画】 同左 『中期的な市の方向性を総覧的に示すもの』</p> <p>【実施計画】 財政等の見通しを踏まえながら、基本計画に定められた施策を展開する上で重点化する個別の具体的な事業を定めるもの。 『市長マニフェストを踏まえた重点事業計画』 計画期間は原則 4 年に短縮（市長任期と一致）</p>	<p>【基本構想】 同左</p> <p>【基本計画】 基本構想に基づき、各行政分野における施策を総合的、体系的に示すとともに、<u>財政等の見通しや様々な関係者との役割分担を踏まえながら、施策の重点化を行うもの。</u> 『中期的な都市経営の指針』</p> <p>実施計画を廃止し、基本計画に掲げた施策の進捗状況に応じて、必要な事業の選択や行政資源の配分を柔軟に行えるようにする。（市長マニフェストに基づく行動計画や分野別計画、これらを踏まえて局等の組織単位で作成する運営方針などで補充）</p>
総合振興計画と関連計画の構造イメージ			
論点など	<p><b>第 1 回懇話会における主な御意見</b></p> <p>【総合計画の策定意義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策や施策の総合化、一覧化 +</li> <li>・ 今後は行政改革と重なる要素も</li> </ul> <p>【総合計画の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政治計画と行政計画のいずれに軸足を置くか</li> <li>計画期間の短縮化（基本構想、実施計画）</li> <li>優先順位付けの必要性</li> <li>対象を裁量的事業に限定化             <ul style="list-style-type: none"> <li>政策体系を総覧できるものが必要</li> </ul> </li> <li>財政的な担保のほか、関係者との合意形成や職員のコミットメント獲得の必要性</li> <li>市長マニフェストを練り直す仕組みが必要</li> <li>区別計画と区長の位置付け、区裁量予算の整合</li> </ul>	<p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画で政策体系を総覧的に示す一方で、実施計画は裁量的事業の重点化に特化</li> <li>実施計画は市長マニフェストを踏まえた重点事業計画として位置付け、計画期間を 4 年に短縮化</li> </ul> <p>&lt;基本計画の性格&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の重点化：行わない</li> <li>目標設定：行わない</li> <li>住民等との役割分担：明示しない</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定過程における住民参加</li> <li>住民等との役割分担に関する考え方の反映方法</li> <li>情勢変化への対応</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想の計画期間を短縮化し、基本計画との一体化も選択肢（基本構想・基本計画と実施計画の二層構造）</li> <li>議決済み基本構想との整理が必要</li> </ul>	<p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画に「政策体系の総覧化」と「施策の重点化」の両機能を集約</li> <li>実施計画を廃止し、毎年度の予算編成等で柔軟に資源配分</li> <li>市長マニフェストは計画体系から切り離して、別途管理</li> </ul> <p>&lt;基本計画の性格&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策の重点化：行う（重点プロジェクトの設定等による）</li> <li>目標設定：行う（成果指標）</li> <li>住民等との役割分担：施策ごとに明示する</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点化に向けた議会や地域の様々な主体との合意形成</li> <li>市長マニフェストと基本計画の整合</li> <li>事務事業を単年度で管理する際の弊害と是正策（例：局運営方針で各事業の 3 年程度の見通しを掲載）</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の計画期間を短縮化し、主要事業を位置付けることも選択肢</li> </ul>

【参考】新たな総合振興計画の枠組みのパターン（計画期間等の例示）

案 1：実施計画を策定する		案 2：実施計画を策定しない	
<p><b>三層構造（基本構想、基本計画、実施計画）</b></p> <p>政策：基本構想（目標：平成32年度）</p> <p>施策：基本計画（平成26～32年度：7年間）</p> <p>事業：実施計画（原則4年間）</p>		<p><b>二層構造（基本構想、基本計画）</b> 一層構造（基本構想 + 基本計画）も選択肢</p> <p>政策：基本構想（目標：平成32年度）</p> <p>施策：基本計画（平成26～32年度：7年間）</p> <p>事業：毎年度の局運営方針や予算編成等で柔軟に資源配分</p>	
<p>現行の基本構想を前提 後期基本計画を策定（計画期間は7年間） 実施計画の計画期間は、原則として市長任期と一致</p> <p>&lt; 課題 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本構想と基本計画の関係</li> <li>情勢変化への対応（実施計画のローリング方法など）</li> <li>実施計画の実効性を担保する仕組み（予算、人員等）</li> </ul>		<p>現行の基本構想を前提 後期基本計画を策定（計画期間は7年間） 基本計画に成果指標を設定 住民等との役割分担を明示 実施計画は策定せず、成果指標の定期的なモニタリングに基づいて柔軟に資源を配分</p> <p>&lt; 課題 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定、運用過程における合意形成</li> <li>市長マニフェストとの関係</li> <li>事業の見通しの確保</li> <li>基本構想と基本計画の関係</li> </ul>	
<p><b>二層構造（基本構想 + 基本計画、実施計画）</b></p> <p>政策：基本構想 + 基本計画（10年程度の期間を想定）</p> <p>施策：実施計画（原則4年間）</p>		<p><b>二層構造（基本構想、基本計画 + 実施計画）</b></p> <p>政策：基本構想（目標：平成32年度）</p> <p>施策：基本計画（3～4年程度の期間を想定） （主要事業）</p> <p>事業：毎年度の予算編成等で柔軟に資源配分</p>	
<p>基本構想と基本計画を一本化（計画期間は10年程度を想定） 実施計画の計画期間は、原則として市長任期と一致</p> <p>&lt; 課題 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議決済み基本構想との関係</li> <li>情勢変化への対応（一本化する計画の計画期間など）</li> <li>実施計画の実効性を担保する仕組み（予算、人員等）</li> </ul>		<p>基本計画に施策と主要事業を掲載 基本計画の計画期間は短縮化（主要事業を適切に管理できる期間）</p> <p>&lt; 課題 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>策定、運用過程における合意形成</li> <li>市長マニフェストとの関係</li> <li>基本計画の議決対象範囲</li> </ul>	

# さいたま市を取り巻く状況と 今後の都市づくりの論点(案)

平成24年1月  
さいたま市政策局  
政策企画部企画調整課



# 目次

今後の都市づくりの主な論点（案）-----	1
さいたま市を取り巻く状況に関する基礎資料	
1 位置及び地勢-----	3
2 市の沿革-----	4
3 土地利用-----	5
4 人口等-----	6
5 産業構造-----	10
6 行財政-----	11

## 今後の都市づくりの主な論点(案)

首都圏における交通の要衝、東京に近接した生活都市として発展し、政令指定都市となった本市の今後の「環境の変化」を見据えながら、本市が今後どのような都市づくりを進めていけば良いか、御意見を賜りたい。

### ■主な論点として、以下の2つの論点(案)を想定

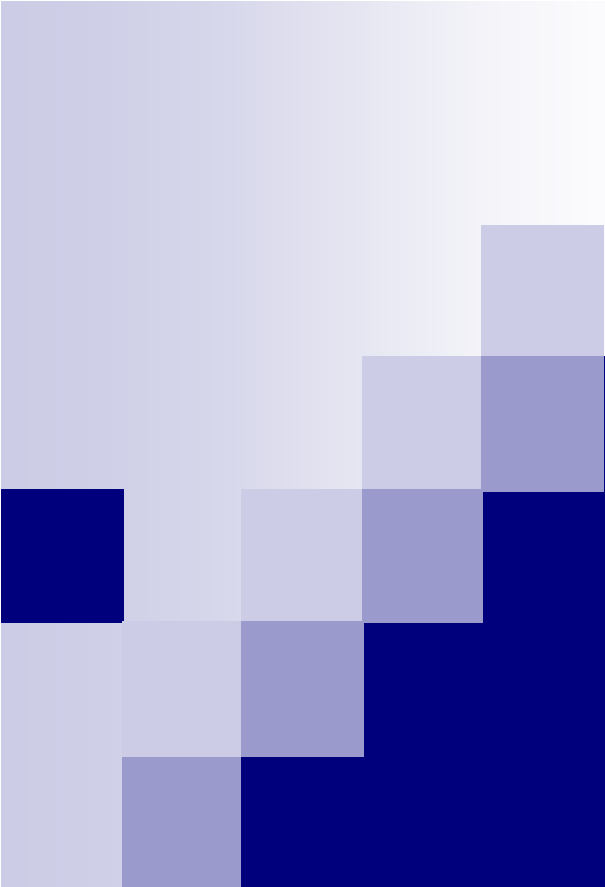
#### 人口減少・超高齢社会に向けた対応

- ・人口誘導に重点を置き、人口の維持を図るべきか。  
(例)生産年齢人口や年少人口の誘導策(地域経済の活性化など)
- ・人口減少・超高齢社会に適應する都市づくりに重点を置くべきか。  
(例)人口減少・高齡化への適應(安全・安心、社会資本の老朽化対策等)

#### 今後の行政のあり方

- ・「地域社会を構成する多様な主体」との役割分担や連携のあり方
- ・行財政運営において留意すべき点

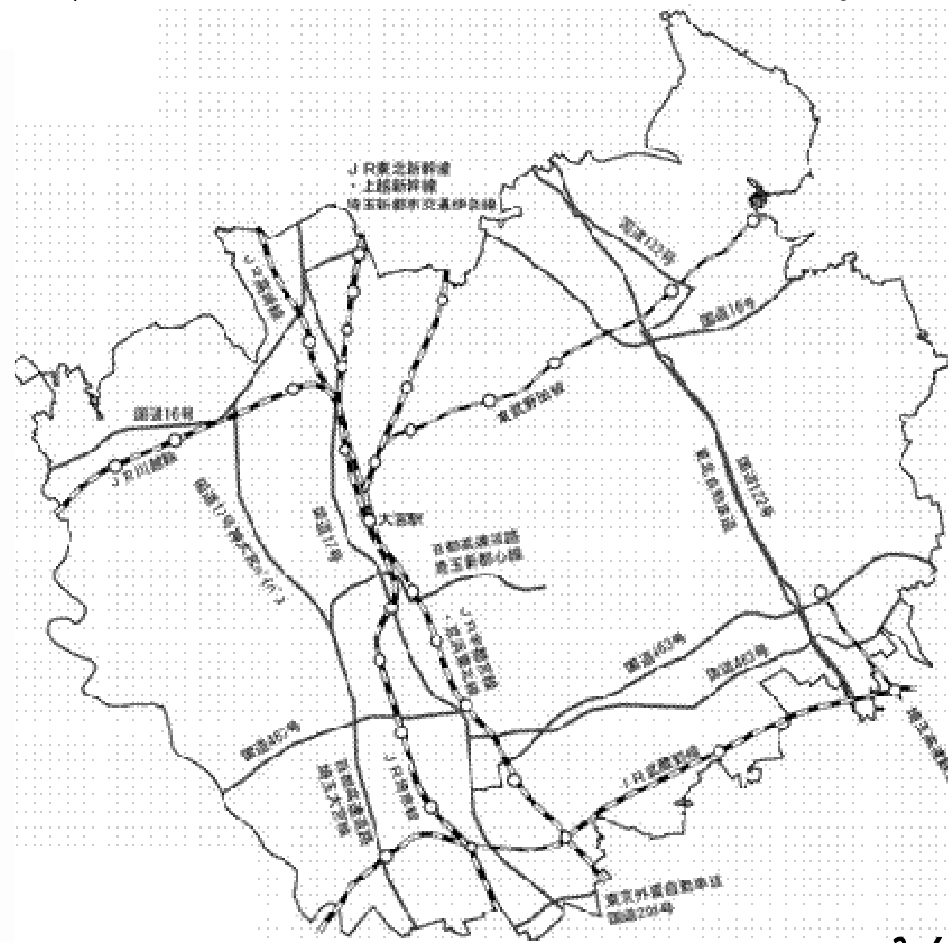
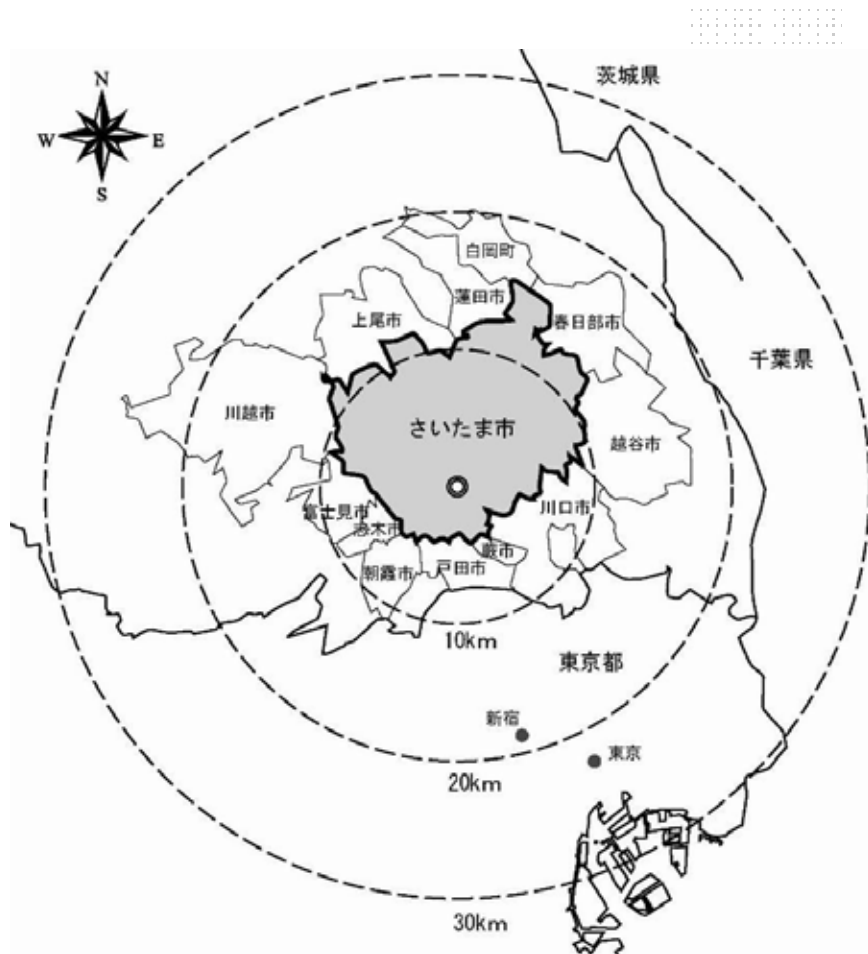




# さいたま市を取り巻く状況 に関する基礎資料

## 1 位置及び地勢

- ◆ 市域は面積217.49km<sup>2</sup>で県内第2位の規模、東北新幹線をはじめ鉄道14路線や東北自動車道などの広域交通網が東西南北にネットワークし、高い交通利便性を誇る。



## 2 市の沿革

- ◆ 戦後、右肩上がりの経済成長を背景に、首都圏のベッドタウンとして、人口及び市街地の拡大が急速に進み、東日本の一大交流拠点として発展
- ◆ 昭和61年(1986年)、旧浦和市・大宮市が「業務核都市」に位置付けられ、さいたま新都心への国の行政機関の移転や商業・業務施設の立地が進む。
- ◆ 平成13年(2001年)5月、旧浦和市・大宮市・与野市の合併により、さいたま市が誕生、平成15年(2003年)、全国で13番目となる政令指定都市に移行
- ◆ 平成17年(2005年)、旧岩槻市との合併を経て、現在に至る。



### 3 土地利用

- ◆ 農地率は29.7%、首都圏の政令指定都市では最も高い。
- ◆ 用途地域の構成比を比較すると、本市の住居系は82.2%で政令指定都市19市の中で最も高い一方、商業系は6.5%、工業系は11.3%でいずれも最も低く、東京都心部のベッドタウンという都市特性を色濃く反映

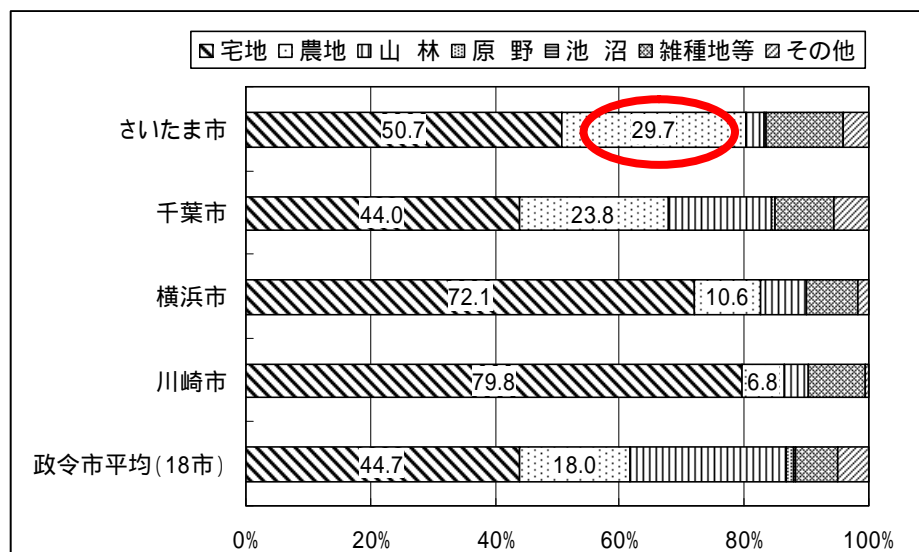


図 地目別土地面積の構成比

出典：各市資料(平成22年1月1日現在、相模原市を除く)  
 注) 公有地等の課税対象外の土地を除く

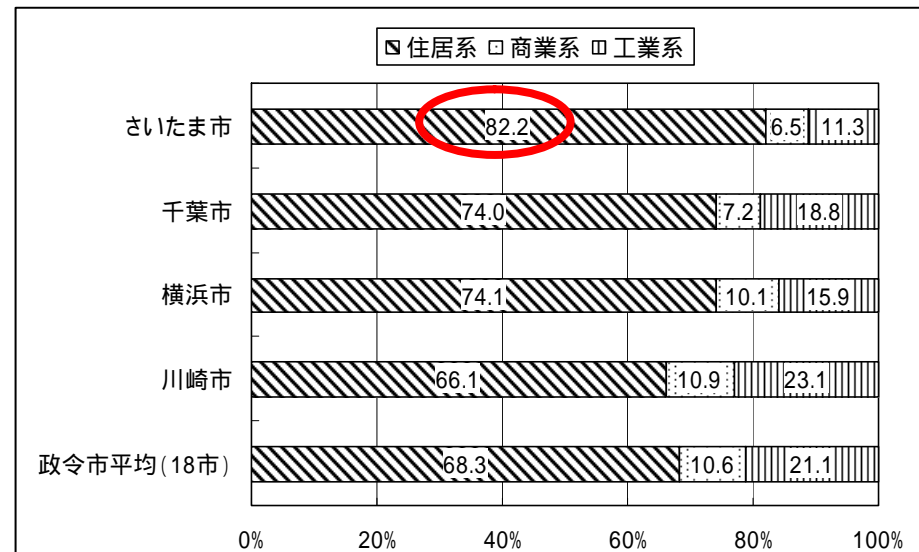


図 用途地域の構成比

出典：財団法人都市計画協会「都市計画年報」  
 (平成22年3月31日現在)

## 4 人口等(1/4)

- ◆ 平成22年10月1日現在の人口は122万人を突破し、対平成17年比で4万6千人(3.9%)の増加
- ◆ 近年、自然動態及び社会動態は一貫してプラスで推移、後者は年間約6万人の転入者に対し、約5万人の転出者があり、出入りが比較的活発な状況

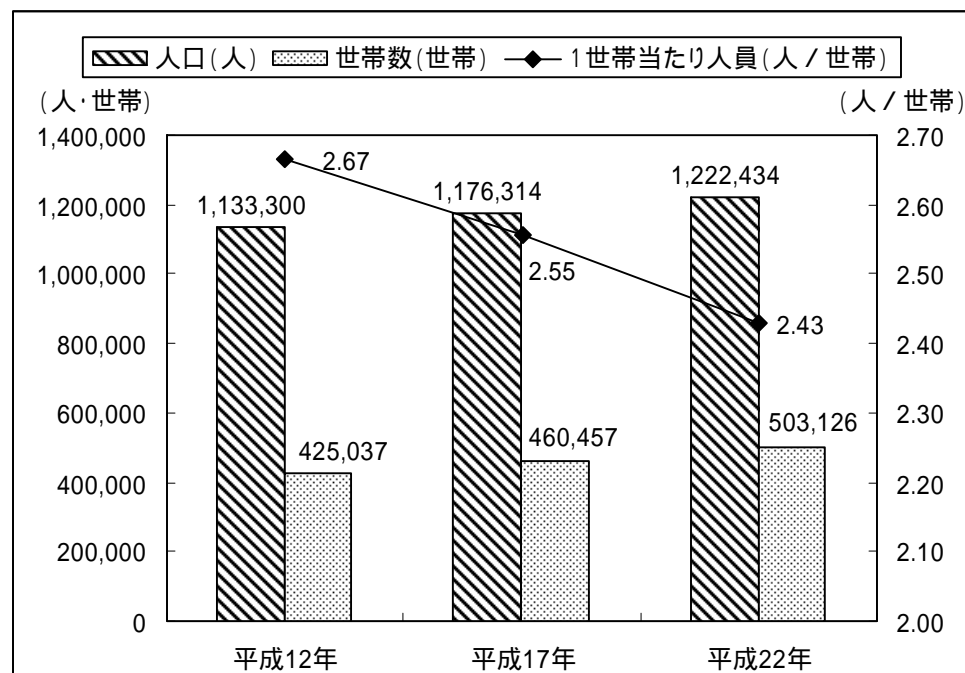


図 人口・世帯数等の推移

出典：国勢調査(各年10月1日現在)

表 人口動態(住基+外国人登録)の推移

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
自然動態(人)	出生者数	10,950	10,988	11,017	11,072	11,299
	死亡者数	7,585	7,679	8,039	8,137	8,693
	<b>自然増減</b>	<b>3,365</b>	<b>3,309</b>	<b>2,978</b>	<b>2,935</b>	<b>2,606</b>
社会動態(人)	転入者数	58,170	59,757	58,798	60,447	57,339
	うち県外	40,550	41,384	41,334	41,816	40,037
	転出者数	55,751	54,855	52,607	51,747	51,510
	うち県外	37,130	37,110	35,653	34,937	34,816
	その他増減 <sup>注)</sup>	447	434	387	448	493
	<b>社会増減</b>	<b>2,866</b>	<b>5,336</b>	<b>6,578</b>	<b>9,148</b>	<b>6,322</b>
増減人口(人)		6,231	8,645	9,556	12,083	8,928

出典：総務局総務部総務課資料

注)「その他増減」とは、職権記載・消除等である。

## 4 人口等(2 / 4)

- ◆ 平成17～22年の本市の人口増加率は3.9%で政令指定都市19市中4番目の水準だが、東京都区部の5.4%を下回る。
- ◆ 世帯数の増加率は9.3%(42,669世帯)で政令指定都市19市中では、川崎市に次いで2番目に高い。

表 平成22年の人口及び世帯数(増減率の高位順)

順位	市名	人口		順位	市名	世帯数	
		実数(人)	対平成17年増減率(%)			世帯数(世帯)	対平成17年増減率(%)
1	川崎市	1,425,512	7.4	1	川崎市	662,694	11.3
2	福岡市	1,463,743	4.5	2	さいたま市	503,126	9.3
3	千葉市	961,749	4.0	3	福岡市	707,358	9.0
4	さいたま市	1,222,434	3.9	4	千葉市	406,309	8.7
5	横浜市	3,688,773	3.0	5	横浜市	1,583,889	7.2
6	相模原市	717,544	2.3	6	相模原市	302,815	7.0
7	名古屋市	2,263,894	2.2	7	名古屋市	1,021,227	6.8
8	仙台市	1,045,986	2.0	8	堺市	344,465	6.7
9	岡山市	709,584	1.9	9	神戸市	684,183	6.3
10	札幌市	1,913,545	1.7	10	大阪市	1,317,990	5.9
11	広島市	1,173,843	1.7	11	仙台市	465,260	5.8
12	大阪市	2,665,314	1.4	12	札幌市	885,848	5.8
13	堺市	841,966	1.3	13	広島市	512,907	5.2
14	神戸市	1,544,200	1.2	14	岡山市	296,790	4.9
15	京都市	1,474,015	0.1	15	京都市	681,581	4.2
16	新潟市	811,901	0.2	16	新潟市	312,533	4.1
17	浜松市	800,866	0.4	17	浜松市	300,444	3.8
18	静岡市	716,197	1.0	18	静岡市	279,019	2.9
19	北九州市	976,846	1.7	19	北九州市	420,702	1.7
政令指定都市			2.1	政令指定都市			6.4
埼玉県			2.0	埼玉県			7.2
東京都区部			5.4	東京都区部			9.5
全国			0.2	全国			4.8

出典: 国勢調査(10月1日現在)



## 4 人口等(3 / 4)

- ◆ 政令指定都市19市中、年少人口が5番目、生産年齢人口が6番目であるのに対し、老年人口は15番目と低いのが特徴的

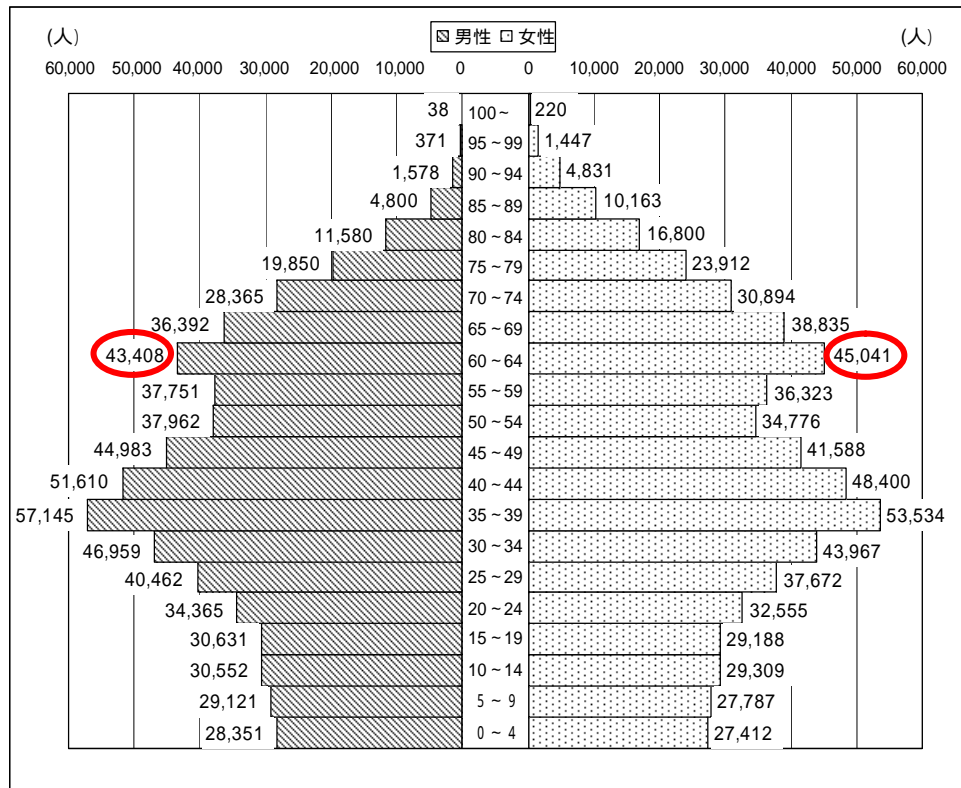


図 男女5歳階級別人口

出典：国勢調査(平成22年10月1日現在)

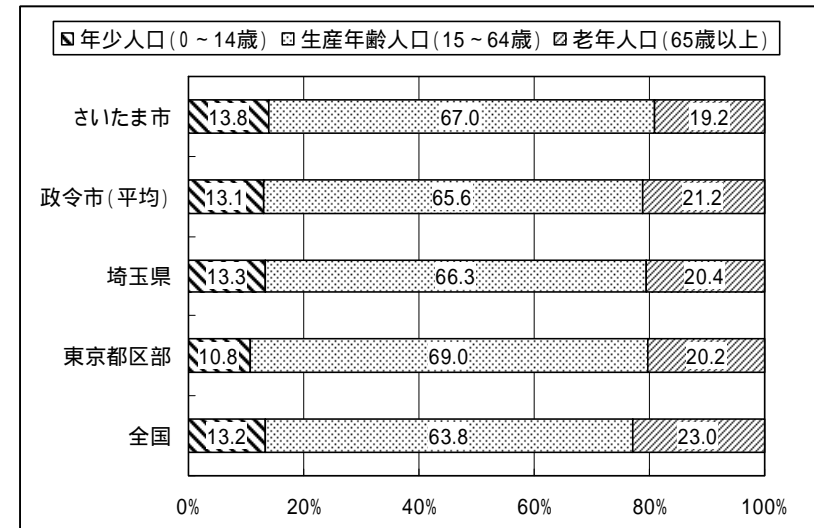


図 年齢3区分別人口の構成比

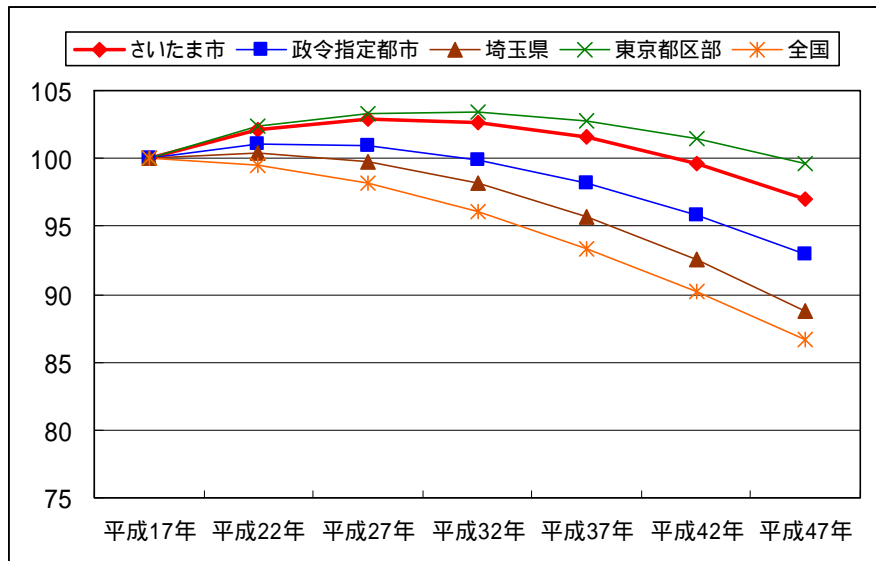
出典：国勢調査(平成22年10月1日現在)

- ◆ 今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となることで財政上の制約が高まる可能性が大

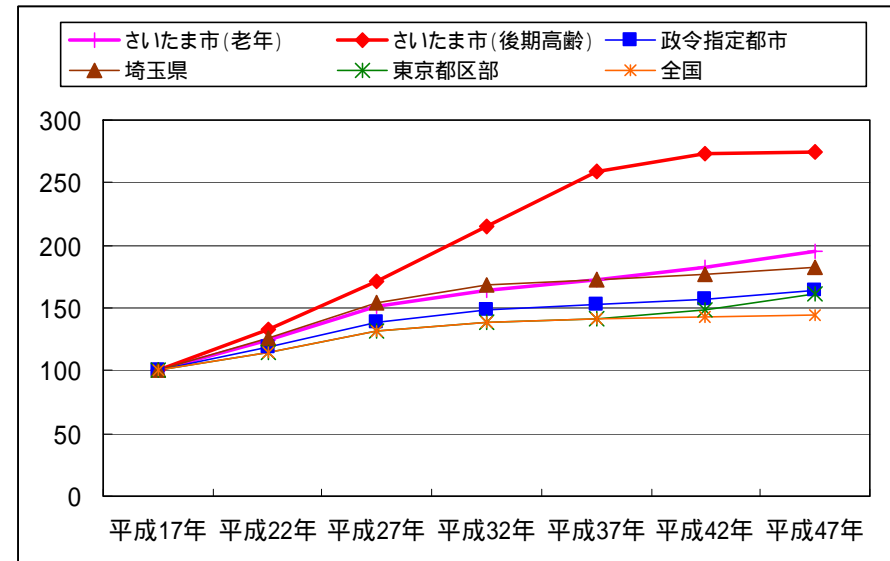
## 4 人口等(4 / 4)

- ◆ 国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、平成17年を100とした場合の平成47年の総人口は97.1と比較的緩やかに減少する一方、老年人口は194.7、後期高齢人口は274.9と急速に高齢化が進行

< 総人口(出生・死亡ともに中位) >



< 老年人口(65歳以上) >



平成17年 = 100とした場合の総人口、老年人口の推移

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」

「日本の都道府県村別将来推計人口(平成19年5月推計)」

「日本の市区町村別将来推計人口(平成20年12月推計)」を基に作成



## 5 産業構造

- ◆ 事業所数は「卸売・小売」「宿泊・飲食サービス」「建設」の順であり、合わせて全体の約5割弱

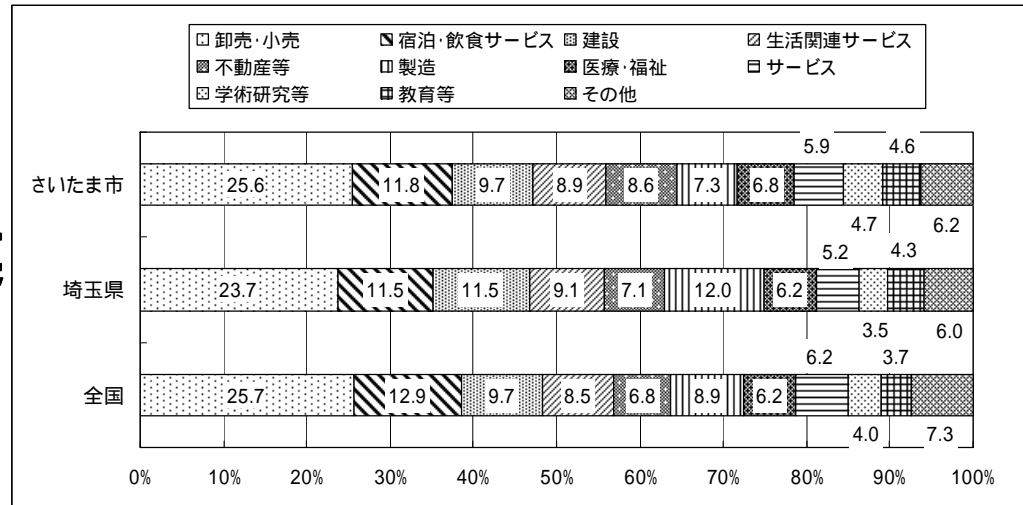


表 人口・製造品出荷額等・年間商品販売額

人口			製造品出荷額等			年間商品販売額		
順位	市名	実数(人)	順位	市名	実数(百万円)	順位	市名	実数(百万円)
1	横浜市	3,688,773	1	大阪市	3,747,543	1	大阪市	47,300,506
2	大阪市	2,665,314	2	川崎市	3,473,586	2	名古屋市	30,257,325
3	名古屋市	2,263,894	3	横浜市	3,288,715	3	福岡市	13,912,548
4	札幌市	1,913,545	4	名古屋市	3,167,885	4	横浜市	9,788,249
5	神戸市	1,544,200	5	神戸市	2,840,164	5	札幌市	8,799,871
6	京都市	1,474,015	6	堺市	2,645,259	6	仙台市	8,191,165
7	福岡市	1,463,743	7	京都市	2,105,712	7	広島市	7,696,680
8	川崎市	1,425,512	8	浜松市	2,098,101	8	神戸市	5,861,796
9	さいたま市	1,222,434	9	北九州市	1,957,233	9	京都市	5,569,026
10	広島市	1,173,843	10	広島市	1,868,263	10	さいたま市	4,734,146
11	仙台市	1,045,986	11	静岡市	1,542,664	11	千葉市	3,721,095
12	北九州市	976,846	12	千葉市	1,074,897	12	川崎市	3,640,662
13	千葉市	961,749	13	新潟市	937,550	13	新潟市	3,571,967
14	堺市	841,966	14	岡山市	881,741	14	静岡市	3,338,298
15	新潟市	811,901	15	さいたま市	728,987	15	北九州市	3,069,052
16	浜松市	800,866	16	福岡市	551,660	16	浜松市	2,904,445
17	静岡市	716,197	17	仙台市	498,168	17	岡山市	2,839,418
18	岡山市	709,584	18	札幌市	478,380	18	堺市	1,783,320
政令指定都市平均		1,427,798	政令指定都市平均		1,882,584	政令指定都市平均		9,276,643

出典：平成22年国勢調査、平成21年工業統計調査、平成19年商業統計調査  
注)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く

図 産業大分類別の事業所数の構成比  
出典：経済センサス基礎調査(平成21年)

- ◆ 製造品出荷額等は7,289億87百万円で15番目、首都圏4市の中では最も低い。
- ◆ 年間商品販売額は4兆7,341億46百万円で10番目、首都圏4市の中では横浜市に次ぐ規模

## 6 行財政(1/4)

- ◆ 予算規模は総額約7,500億円、平成18年度以降、一般会計の歳入額は増え続けているが、自主財源は漸減傾向
- ◆ 平成21年度以降、自主財源の約8割を占める市税が頭打ちとなっている一方、市債が500億円台で推移

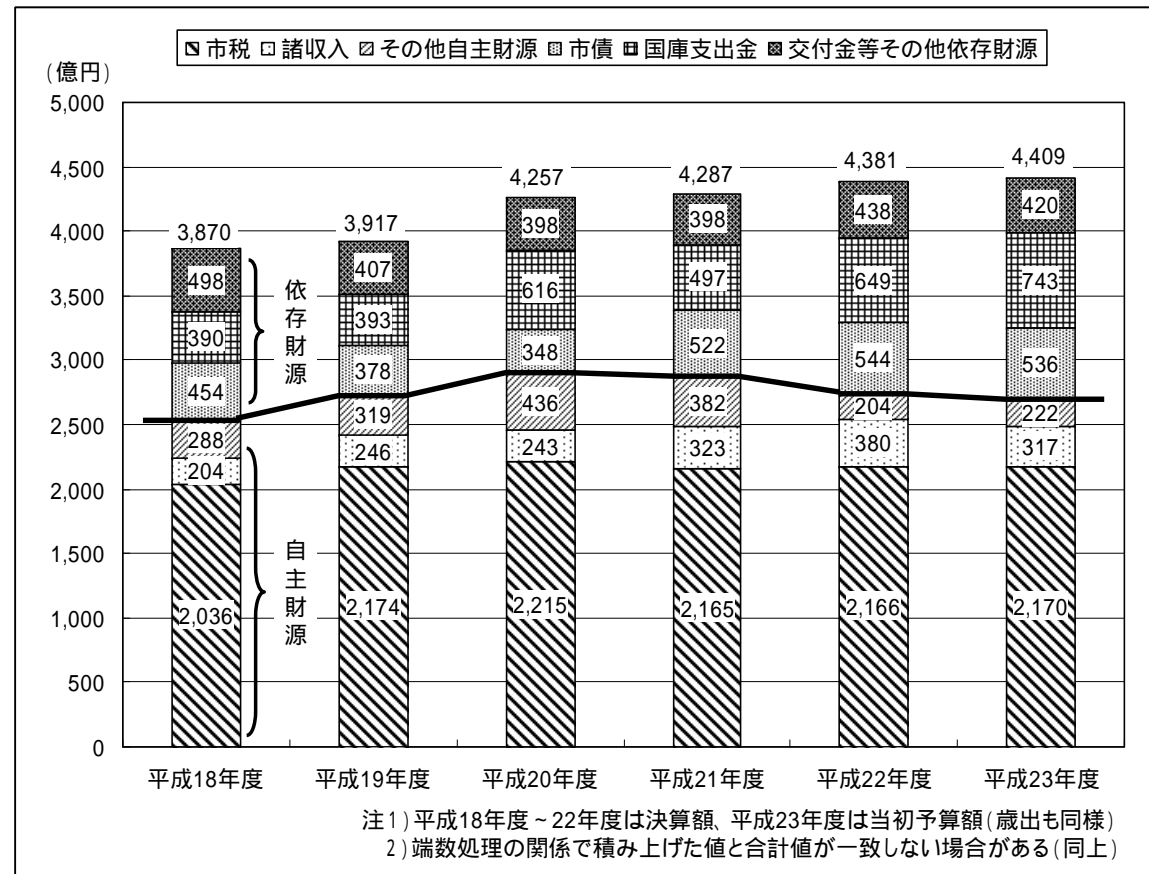


図 一般会計歳入の推移  
 出典: 財政局財政部財政課資料

## 6 行財政(2/4)

- ◆ 市民1人当たりの市税収入は合計184,471円で17市中7番目、個人市民税は横浜市、川崎市に次ぐ3番目となっているのに対し、固定資産税は15番目

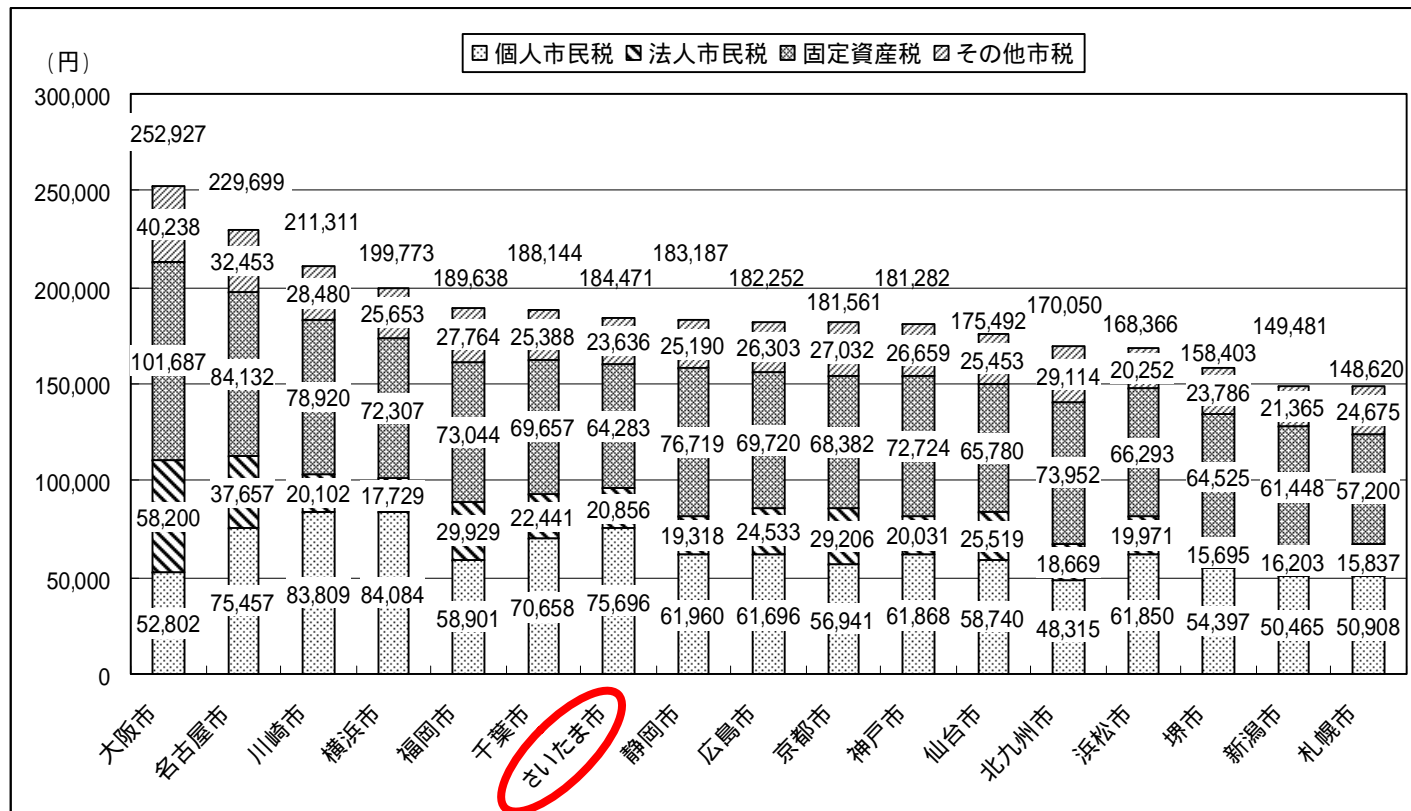


図 政令指定都市の市民1人当たりの市税収入(平成20年度)  
注)相模原市、岡山市を除く

## 6 行財政(3 / 4)

- ◆ 一般会計の歳出を性質別にみると、平成23年度の義務的経費は対平成18年度比で1.3倍、全体に占める割合も43.1から47.9%に上昇
- ◆ 少子高齢化の進行に伴う扶助費の増加により、財政余力の低下に拍車がかかる恐れ

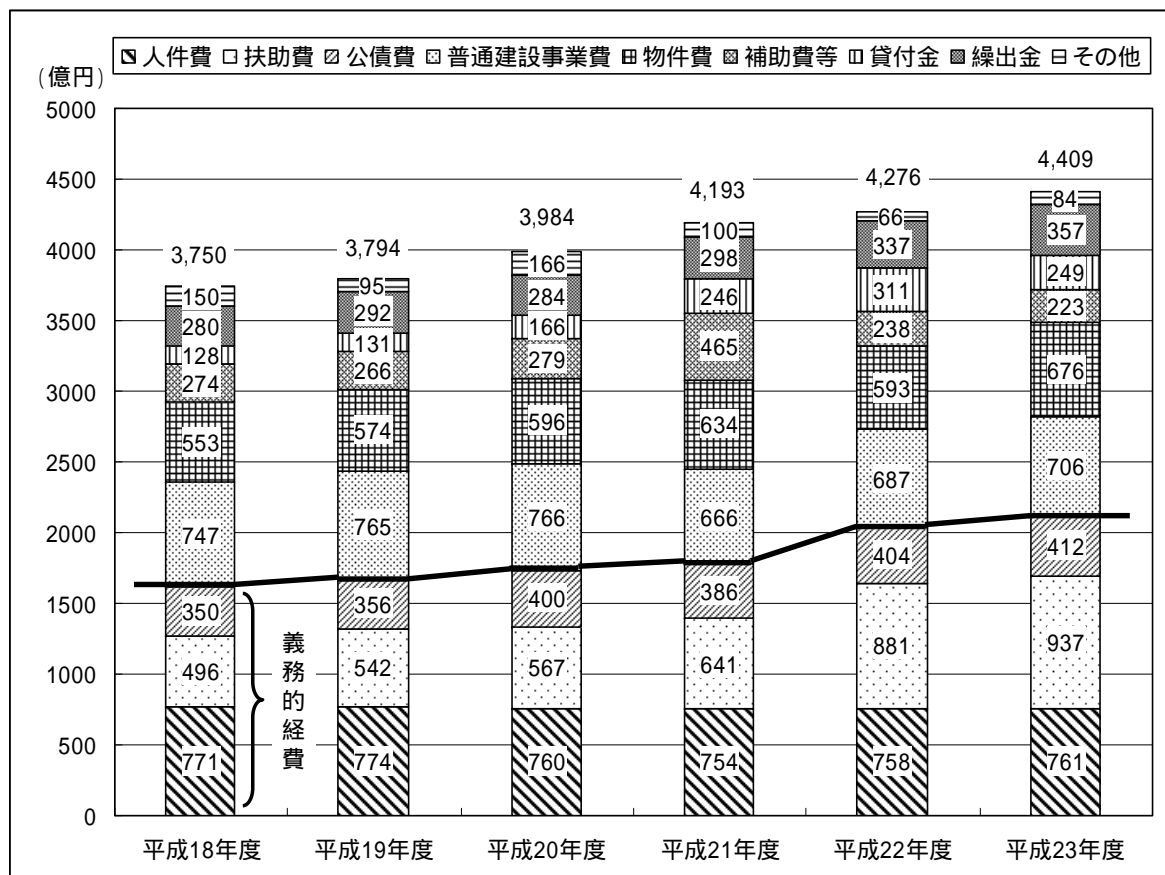


図 性質別の一般会計歳出の推移  
出典：財政局財政部財政課資料

## 6 行財政(4 / 4)

- ◆ 主要財政指標は相対的に良好な水準にあるものの、平成22年度には平成17年度以来となる交付団体となったほか、経常収支比率は平成18年度の84.2%から平成22年度の90.2%に上昇

表 平成21年度決算ベースの主要財政指標

順位	市名	財政力指数	順位	市名	経常収支比率(%)	順位	市名	実質公債費比率(%)	順位	市名	将来負担比率(%)
1	川崎市	1.10	1	浜松市	89.2	1	相模原市	4.7	1	相模原市	36.6
2	相模原市	1.06	2	新潟市	89.5	2	堺市	6.3	2	さいたま市	55.7
	名古屋市	1.06	3	さいたま市	89.9	3	さいたま市	7.2	3	堺市	77.8
4	さいたま市	1.03	4	岡山市	90.5	4	北九州市	9.9	4	浜松市	86.2
5	千葉市	1.02	5	静岡市	90.9	5	大阪市	10.4	5	静岡市	123.3
6	横浜市	1.01	6	福岡市	94.0	6	新潟市	11.1	6	新潟市	130.9
7	大阪市	0.96	7	横浜市	95.8	7	札幌市	11.3	7	岡山市	135.6
8	静岡市	0.92	8	京都市	95.9	8	静岡市	12.4	8	札幌市	137.1
9	浜松市	0.91	9	川崎市	96.4	9	浜松市	12.5	9	川崎市	137.4
10	仙台市	0.86	10	堺市	96.8	10	仙台市	12.7	10	仙台市	170.9
11	福岡市	0.85	11	相模原市	96.9	11	名古屋市	12.7	11	北九州市	173.5
12	堺市	0.82	12	仙台市	97.4	12	京都市	12.7	12	神戸市	175.6
13	広島市	0.81	13	神戸市	97.9	13	川崎市	13.4	13	名古屋市	218.6
14	岡山市	0.78		広島市	97.9	14	神戸市	13.9	14	福岡市	237.7
15	京都市	0.76	15	名古屋市	98.1	15	広島市	15.7	15	大阪市	238.7
16	神戸市	0.73	16	千葉市	99.2	16	福岡市	16.8	16	京都市	247.7
17	北九州市	0.71	17	札幌市	99.8	17	岡山市	17.0	17	横浜市	255.2
18	札幌市	0.70		北九州市	99.8	18	横浜市	19.1	18	広島市	260.9
	新潟市	0.70	19	大阪市	100.2	19	千葉市	21.1	19	千葉市	306.4
政令市平均		0.88	政令市平均		95.6	政令市平均		12.7	政令市平均		168.7

出典:総務省自治財政局財務調査課資料

## 第1回懇話会における主な意見

### 1 総合計画の策定意義

政策や施策の一覧性・総合性を確保するだけなら必ずしも「計画」である必要はなく、政策体系を示すだけで良いのではないか。(齋藤委員)

一つの自立した団体としての考え方や方針をしっかりと明示する仕組みが必要ではないか。(齋藤委員)

議決事件指定条例により基本計画の議決を定めているという政治状況を踏まえる必要がある。(長野委員)

首長と議会が合意するプロセスを経て、政策を統合する体系図を作っていくことは意義があり、必要なこと。ただ、総合計画という形式で合意するのか、個別の部門別計画ごとに合意するのかは議論の余地がある。(長野委員)

ある程度成熟化した都市では、個別の計画やルールを統合するような総合計画の存在意義は、かなり低下してきているのではないか。(西川委員)

予算も様々な個別計画などを統合する機能を果たすが、予算だけでは市の取組の全体像を把握することは困難。「総合計画」という名称とするかは別として、政策や施策を統合して、一覧化することは最低限必要ではないか。(横道座長)

政策や施策について、何をやってどこに力を入れていくのか、一覧化することは最低限必要ではないか。(横道座長)

最低限の機能をベースとして、どれだけ付加価値を付けられるかが課題ではないか。(横道座長)

右肩上がりの時代とは異なり、人口減少など今後の環境変化を踏まえた上で計画を策定するには、従来のような総花的なものではなく、行政改革とかなり重なる要素も求められるかもしれない。(横道座長)

## 2 現行計画の課題と今後の方向性

### (1) 今後の計画の位置付けについて

首長の政治機能の捉え方によって、社会経済情勢の変化への対応に関する考え方が異なってくるのではないかと。総合計画を首長の政治姿勢を示すものと捉えるのであれば、議決事項としない方が運用しやすいのではないかと。(齋藤委員)

行政計画とするのか、地域住民を巻き込んだものにするのかという論点がある。(長野委員)

既存の行政主導で策定するのか、それともマニフェスト主体の政治主導の計画づくりとするのか、住民にもっと参加してもらうのかといった基本的な位置付けをまずは明確にする必要があるのではないかと。(西川委員)

本来、三層構造の基本構想は政治計画としての位置付けを与えられていたはずだが、実態は行政計画となっている。今後の総合計画を政治計画と行政計画のいずれに軸足を置くかということが、全ての論点の根底にある課題ではないかと。(齋藤委員)

政治計画に軸足を置くのであれば、「市民・事業者・地域活動団体等との協働によるまちづくりへの対応」に重点を置くことになるのではないかと。(齋藤委員)

### (2) 計画期間の短縮化について

社会経済情勢の変化に対応するには、計画期間を短縮化していくことが必要ではないかと。20年程度の長期的な都市像が今後大きく変わるような状況の変化は考えにくいので、短いスパンの計画で上手くコントロールしていく方が良いのではないかと。(長野委員)

短いスパンで計画を見直すにはコストが掛かるが、それは民主主義のコストとして考えても良いのではないかと。参加することやそれによって一定の合意を地域の中で広めていくことの意義を考えると、短いスパンで参加の機会を設けていくことが大切なのではないかと。(長野委員)

基本構想の計画期間が約20年というのは長い。(横道座長)

実施計画の5年という計画期間も長い。計画期間が5年だと、途中で担当職員も変わるが、3年だと担当職員の意識付けにもつながる。(長野委員)

実施計画が存在せず、毎年度の予算編成で基本構想や基本計画の実現に必要な事業を選定するという仕組みは、事務事業評価を適正に使うということだと思いが、そこまでやる必然性があるかどうか。(齋藤委員)



マニフェストと連動した中期的な計画ではなく、行政計画的な位置付けで残るのであれば、選挙による評価を受けにくくなるので、3年程度でローリングが必要となるのではないか。(西川委員)

事業を実施する上で、1年毎に結果を出すというのは難しい面があり、その上に10年以上の長期計画しかないとなると実際の運営は困難ではないか。計画期間は別として、複数年の実施計画があった方が良く、それを見直していく方が良くはないか。(横道座長)

### (3) 優先順位付けの必要性

計画の実効性の確保については、優先順位付けの問題と合わせて検討する必要があるのではないか。(齋藤委員)

誰が策定の主体であっても、財政フレームを示して、必要な財源をどのように配分するかといった発想や重点施策を明確化していくことは重要な論点だと思う。(西川委員)

合併して間もないさいたま市にとって都市ビジョンの共有が重要ということであれば、優先順位付けのプロセスも重要だと思う。(長野委員)

優先順位付けを重視するのであれば、基本計画で数値目標を掲げることは必要ないかもしれない。行政職員が実施計画等で目標管理すれば済むことかもしれない。(長野委員)

優先順位を誰がどのように付けるのかが問題で難しい。メリハリ程度であれば可能と思うが、それは政治が決定するしかないと思う。また、優先順位は付けられないとは言いつつも、社会経済情勢の変化に伴う対応は柱立てなどで工夫できる余地があるのではないか。(横道座長)

### (4) 計画の対象について(裁量的事業に限定 政策体系の総覧化)

これからの総合計画の対象は、裁量の利く、管理可能な事業などに限定しても良いのではないか。法定受託事務や一部の恒常的な自治事務のように裁量の無い活動を対象に含めても、それを管理する意味はあまりない。裁量の利く事業に限定すれば、優先順位を付けられる可能性があるのではないか。(齋藤委員)

見せ方で工夫できる余地はあるかもしれないが、政策体系を総覧できるものは作成しておく必要があるのではないか。(横道座長)

### (5) 計画の実効性の確保について

計画の実効性を確保するには、財政フレームなどによる財政的な担保のほか、利害関係者との合意形成により計画の推進力を担保していくことも重要では



ないか。(長野委員)

計画の策定に住民が関わって終わりではなく、策定後も住民が計画に従って何かに取り組もうという仕組みや知恵を出せるかどうか。(横道座長)

計画の推進力を高めていくには、計画に対する職員のコミットメントをどう獲得していくかという点も考える必要があり、目に見えない要素として人事異動の存在も考慮しなければいけないではないか。計画期間が5年だと、途中で担当職員も変わるが、3年だと担当職員の意識付けにもつながる。(長野委員)

## (6) 市長のマニフェストや任期との関係について

首長のマニフェストは従来の計画体系とは切り離して、市民が成果を把握できるようにすることが望ましいのではないか。(齋藤委員)

市長マニフェストとの関係については、マニフェストも議会がノーといえば駄目になってしまう。マニフェストを加えて計画全体を変えるべきで、あまり重視するのはどうか。(長野委員)

熱情で決まった公約を一旦クールダウンさせてから、計画化していくことが必要ではないか。(長野委員)

マニフェストと無視することはできないが、そのまま総合計画とするのではなく、当選後にクールダウンし、本当にできるのか、できるとしたらどのような方法を採用すべきかを考える仕組みが必要ではないか。クールダウンの一環として、住民の参加も求めた方がよいのではないか。(横道座長)

マニフェストと総合計画の整合を図るために、計画期間と市長の任期を厳密に一致させるかどうかは議論の余地がある。計画期間と市長の任期がずれていても、市長が議会と調整し、議会が承認すれば改定ということもあり得る。(横道座長)

基本構想という壮大なものがありながら、実施の段階ではマニフェストが優先されるということになると、基本構想をなくしてしまうことも選択肢の一つではないか。(西川委員)

## (7) 区別計画のあり方について

区別計画のあり方は、区長の位置付けによりその権限や発言権をどこまで持たせるかどうかで異なってくるのではないか。(西川委員)

区長の予算請求権がないとしても、区ごとに若干の独自予算が存在するのであれば、その裁量の余地がある部分に関する計画は、区に任せてもよいのではないか。(横道座長)